

令和8年度継続意向調査及び現況届に係る書類の電子申請について(通知)

来年4月以降の保育園の継続入園希望と、施設の継続利用の必要性を確認するため、下記のとおり LOGO フォームから電子申請してください。

記

**重要**

- ・「現況届書」、「保育を必要とする事由の証明書類」は、来年4月からの状況ではなく、現在の保育を必要とする事由を確認するものであり、申請がない場合、園を継続利用することができません。
- ・継続入園の可否は申請書類により審査し、3月頃に文書でお知らせいたします。今回の書類の申請によって、継続入園を確約するものではありません。
- ・来年4月からの認定変更を希望する場合は、令和8年3月13日(金)までに、別途認定変更の手続きが必要です。
- ・申請書類の内容が、現在認定されている「保育を必要とする事由」や「保育必要量(標準時間/短時間)」と異なる場合は、11月から変更となります。10月から認定変更希望・9月末期限者の方は別途、手続きが必要です。必要書類(令和7年度様式)を9月12日(金)保育課必着でご提出ください。

1 申請期間 令和7年8月18日(月)～9月12日(金)

2 申請先 <https://logoform.jp/form/N7tm/1120833>



申請 (LOGO) フォーム

3 申請方法

- ① 申請に必要な添付書類(就労証明書など)を用意
- ② 「申請(LOGO)フォーム」QRコードを読み取る
- ③ 申請フォームにログイン(初めての場合は新規アカウント登録)
- ④ 入力フォームに必要事項を入力、必要書類を撮影し添付 (PDF データも可能)
- ⑤ 送信を押して申請。「送信完了のメール」が届きます
- ⑥ 内容を審査後、不備がない場合は、「受付完了のお知らせメール」が届きます

※ 書類に不備があった場合は修正依頼のメールをお送りします。メール内の URL から修正してください。

4 申請に必要な添付書類 松本市ホームページから取得してください。

松本市ホームページ URL <http://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/kosodate/116407.html>

保育の必要性を証明する書類・・・保護者(父・母)とも各1部

事 由	必 要 書 類 等
就労 ※採用・復職予定を含む	常勤・パート・内職の方…就労証明書 ※証明日が令和7年8月1日以降のみ有効 自営業・農業等の方…就労証明書及び添付資料
妊娠出産	母子健康手帳のコピー (表紙及び出産予定日の記載されているページ)
疾病・障がい	障害者手帳、療育手帳等のコピー、又は医師による診断書(市の様式) ※診断書は、「傷病の程度」の項目いずれかに該当し、「保育できない理由」が記載されていること。
親族の介護・看護	障害者手帳(1・2級)、療育手帳のコピー、又は医師による診断書(市の様式)及び介護・看護状況申告書 ※診断書は、「傷病の程度」の項目いずれかに該当し、「介護や看護が必要な理由」が記載されていること。
同居人以外の介護・看護	上記書類に加え、介護・看護を必要とする方の家庭内で65歳未満の同居人がいる場合、その方を介護・看護できないことが分かる第三者の証明書(就労証明書、診断書等)
家庭の災害の復旧	町会の民生・児童委員による実態調査書

求職活動・起業準備	求職活動をしている方…求職に関する申立書 起業準備をしている方…就労証明書及び添付資料（店舗賃貸借契約書、開業届等のコピー）
就学	学生証又は在学証明書のコピー及び必要に応じてカリキュラム等の就学時間の分かる資料（専修学校、職業訓練学校は必須）
虐待やDVのおそれ	事前に保育課またはこども福祉課へご相談ください。

以下の方は「保育の必要性を証明する書類」を提出する必要はありません。※電子申請は必要です。

- ① 令和8年3月までに入所期間の期限が終了する方は、今回は「継続意向調査書」のみ提出し、期限が切れる月の15日までに保育課必着で「教育・保育給付認定申請書」と「保育の必要性を証明する書類」を提出してください。
- ② 今年度中に退園する方 ※退園する月の25日までに退園届を園にご提出ください。
- ③ 現在、特別利用保育(1号認定)で12月以降に保育認定(2号認定)に切り替える方  
※11月に行う、令和8年度新規入園申込みの手続きが必要です。
- ④ 現在、保育認定(2号認定)の方で特別利用保育への切り替える方  
※令和8年3月13日(金)までに、4月新規入園申込みが必要です。

以下の方は「保育の必要性を証明する書類」を提出する必要はありませんが、申請の際は「〇月〇日（提出済みの書類名）提出済」とメモ用紙等に記入し、そのメモ用紙を撮影した写真データを添付してください。

- ⑤ 令和7年8月1日以降の証明日で既に就労証明書等の証明を提出しており（10月認定変更など）、現在も状況が変わらない方（復職予定、採用予定での証明を除く。）
- ⑥ すでに提出した診断書において、加療見込み期間内の方

## 5 その他、該当する場合に必要な書類

該 当 事 項	提 出 期 限	必 要 書 類
ひとり親世帯で「ひとり親世帯調査書」が未提出又は前回提出時から内容に変更がある	令和7年9月12日(金) (電子申請時に添付)	・ひとり親世帯調査書 ・保険証のコピー（保護者とお子さま分）
障がい児又は障がい者のいる世帯で「障害者手帳等のコピー」が未提出又は前回提出時から内容に変更がある	令和7年9月12日(金) (電子申請時に添付)	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、国民年金証書のいずれかのコピー
離婚調停中で保護者等の「保育の必要性の証明」が提出できない場合 (前回提出時から内容に変更がある場合のみ)	令和7年9月12日(金) (電子申請時に添付)	・民生・児童委員による実態調査書又は調停証明書等のコピー
来年4月からの転園希望で、18歳以上65歳未満の同居親族がいる	令和7年9月12日(金) (電子申請時に添付) ※11月28日(金)まで提出可能	・同居親族の方の保育の必要性を証明する書類等 ※提出は任意ですが、提出されない場合は優先度が調整されます。
来年4月からの転園希望で、きょうだい同時に転園を希望する(上の子が転園希望、下の子が新規入園の場合も)	令和7年9月12日(金) (電子申請時に添付)	・きょうだい同時申込希望調査書
今年度、児童本人又はきょうだいが待機しており、かつ今回提出の現況届書の内容が、今までの認定の状況と異なる	令和7年10月15日(水) (別途、各園に申請書の提出が必要)	・令和7年度教育・保育給付認定変更申請書 ・保育の必要性を証明する書類等
来年4月からの転園希望で、今回の申請する現況届の内容と来年4月からの状況が変更となる(例:今回は妊娠出産で申請するが、来年4月からは復職するため、就労で転園の審査を希望する)	令和7年11月28日(金) (別途、各園に申請書の提出が必要)	・『8転』教育・保育給付認定申請書 ・保育の必要性を証明する書類等

松本市役所 保育課 保育担当 〒390-8620 松本市丸の内3-7  
メール jidou@city.matsumoto.lg.jp / 電話 33-9856